

区立松ノ木中学校給食室火災事故に伴う職員への損害賠償命令等について

令和3年1月25日に、区立松ノ木中学校給食室で発生した火災事故により損傷した物品及び建物に係る損害賠償について、以下の方針により対応することとしたので報告する。

1 事案の概要

令和3年1月25日午前10時20分頃、区立松ノ木中学校給食室において、調理作業中に火災事故が発生し、区は、給食室内の回転釜等の調理備品及び給食室の天井等が破損する損害を受けた。

本件は、職員Aが当日の献立である「揚げパン」の調理を開始する際、本来は過熱防止装置付き回転釜（以下「揚げ釜」という。）を使用すべきところ、既に他の職員が給食室に1台のみ設置された揚げ釜を使用して「スープ」の調理を開始していたことから、過熱防止装置のない回転釜（以下「普通釜」という。）を使用して「揚げパン」を調理することとし、普通釜に食用油を入れて点火した状態でその場を離れたことにより発生した事故である。

2 本件火災事故に伴う区の損害額

	損害額(減価償却等を踏まえて算定した金額)	参考： 火災後に区が支出した経費
(1)物品(回転釜、炊飯器、洗浄機等の修理、購入)	864,327円	13,984,327円
(2)建物(給食室延焼箇所の修繕)	7,557,364円	24,926,000円
※その他(代替給食の提供等)	—	13,638,171円
計	8,421,691円	52,548,498円

※給食室火災事故に伴い、給食室が使用できない期間が生じたことにより、生徒への代替給食の提供等のために拠出した経費については、区の政策的判断に基づくものであるため、賠償を求めべき損害には当たらないものとする。

3 職員Aに求める賠償額

464,300円 (内訳) 物品 86,432円
建物 377,868円

※賠償責任を負う職員として、物品については、地方自治法第243条の2の2第1項において、重大な過失により物品を亡失し、又は損傷した職員が損害の賠償責任を負うことが規定されている。

また、建物については、民法第709条において規定される不法行為による損害賠償は、民法の特別法である「失火の責任に関する法律」に基づき、失火の場合には重大な過失があるときに限り賠償責任を負うことが規定されている。

このため、本件火災事故における損害の賠償請求は、重過失に該当する職員Aに対してのみ行うものとする。

※上記の金額のほか、火災発生時から賠償額の納付日までの期間における遅延損害金を別途請求する。

4 物品に係る賠償額の算定の考え方

(1) 地方自治法に規定する職員の賠償責任

職員の重大な過失により生じた物品の損害については、地方自治法第243条の2の2第3項の規定により、監査委員に対して、損害の事実の有無についての監査、賠償責任の有無及び賠償額の決定を求めることとされていることから、杉並区監査委員に対して監査請求を行い、以下の監査結果を受けた。

ア 本件火災事故に伴う区の物品の損害額

監査請求どおり、864,327円を損害額と認めることが相当である。

イ 区に損害を与えた事実及び賠償責任の有無

職員Aの行為により給食室内の物品が亡失・損傷し、区に損害を与えた事実があると認めるのが相当である。

また、職員Aの行為は重大な過失に該当するため、区に対して賠償責任を有するものと認めるのが相当である。

ウ 職員Aの賠償額

職員Aの重大な過失のほかに、本件火災事故につき戒告の処分を受けている職員2名の過失や、調理作業工程表及び作業動線表が全調理職員に共有されていないという日常的な業務体制の不備などが相まって発生したものである。

こうした中、職員Aのみに上記損害額の全額の責任を負わせることは、損害の公平な分担という見地からすれば、著しく均衡を失するものと言わざるを得ず、信義則上相当と認められる限度まで減額することが相当である。

このため、職員Aが負担すべき賠償額については、信義則上、上記損害額の10分の1を限度とすべきであり、職員Aが負担すべき賠償額は、上記損害額「864,327円」の10分の1である「86,432円」とするのが相当である。

(2) 監査結果を踏まえた物品の賠償額について

監査結果を職員Aに通知したが、職員Aから地方自治法第243条の2の2第8項に基づき、避けることのできない事故であったこと等の証明の提出がなかったことから、物品の賠償額を「86,432円」に確定する。

5 建物に係る賠償額の算定の考え方

(1) 本件火災事故に伴う区の建物の損害額

建物の損害額は、最高裁判決及び大蔵省理財局長通知を踏まえ、給食室復旧工事に要した経費に対して、給食室増築工事（平成元年）後の経過年数を減価償却した残存価格「7,557,364円」とする。

(2) 職員Aの賠償責任の有無及び賠償額について

ア 区に損害を与えた事実及び賠償責任の有無

職員Aの行為により給食室の建物が損傷し、区に損害を与えた事実があると認めるのが相当である。

また、職員Aの行為は重大な過失に該当するため、区に対して賠償責任を有するものと認めるのが相当である。

イ 考慮すべき事項

建物に係る賠償額の決定についても、物品の損害に係る監査結果と同様に、職員Aのみに上記損害額の全額の責任を負わせることは、損害の公平な分担という見地からすれば、著しく均衡を失するものと言わざるを得ず、信義則上相当と認められる限度まで減額することが相当である。

ウ 賠償額の判断

上記4・(1)・ウに掲げる諸事情に加え、区は、火災等の発生時には損害を自ら負担するとの判断のもとで、特別区有物件火災共済への加入を中止していた事実がある。

最高裁判決では、「使用者は、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度等に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し賠償の請求をすることができる」とされていることから、他の裁判例の内容等を踏まえ、建物の賠償額として上記損害額「7,557,364円」の20分の1である「377,868円」を職員Aに請求する。

なお、物品の損害に係る杉並区監査委員の監査結果においても、建物の賠償額を決定するに当たっては、物品についての信義則上相当と認められる限度よりも低い割合とすることが相当であるとしている。